

融雪用電力

(主契約料金表)

2019年10月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この融雪用電力料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は，融雪用電力といたします。

3 適用条件

低圧で電気の供給を受け，融雪のために毎年，6（契約使用期間および契約使用時間）に定める期間および時間において，継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，次のいずれにも該当し，かつ，当社との協議が整った場合に適用いたします。

なお，この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，この料金表を適用いたしません。

- (1) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (2) 1 需要場所において他の契約種別とあわせて契約する場合は，使用する最大容量，契約容量または契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが，新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，契約設備電力といたします。）と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 契約使用期間および契約使用時間

(1) 契約使用期間

イ 契約期間において，契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。ただし，この場合の契約使用期間は，3月を下回らないものといたします。

ロ 契約使用期間の延長または短縮は，あらかじめ申出があった場合に限る，3月を下回らない範囲で行うものといたします。

(2) 契約使用時間

契約使用期間において，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）として，毎日10時から12時および13時から15時までの時間帯のうち当社が定める2時間（以下「契約使用時間以外の時間」といいます。）を除いた22時間をあらかじめ設定していただきます。

7 契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について電気供給条件（低圧）（2019年10月1日実施。以下「供給条件」と

いいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。)別表8(契約容量および契約電力の算定方法)(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、供給条件4(単位および端数処理)にかかわらず、0.5キロワットといたします。

8 供給条件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 当社は、供給設備の状況により、6(契約使用期間および契約使用時間)(2)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行いません。
- (4) 契約使用時間以外の時間は、お客さまの負担で、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断していただきます。

9 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

- (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	2,123円 00銭
	3月超過	759円 00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	12円 73銭
------------	---------

10 その他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 当社は、供給条件9（需給契約の単位）に準じて、1需要場所において1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。
- (3) 当社は、契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) お客さまが3（適用条件）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合、契約使用期間以外の期間に電気を使用された場合または契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合は、供給条件40（解約等）(2)によります。
- (5) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給条件48（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置と

して取り扱うものといたします。

- (6) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の措置を行うことがあります。
- (7) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件38（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における本則9（料金）の料金率については、本則9（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	2,084円 40銭
	3月超過	745円 20銭

(2) 電力量料金

1キロワット時につき	12円 50銭
------------	---------

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。